

5. 公共料金等の割引、減免について

9) 精神障害者社会復帰施設通所交通費助成

精神障がいのある方が、社会復帰訓練のために通所施設へ公共交通機関又は、自家用車を利用して通所する場合に、その交通費の2分の1を助成行います。

《手続き》

詳しいことは担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006